

別紙 2. 評価基準

評価項目		評価のポイント	配点
発達障害に関する専門性	発達障害者支援の実績・経験	・発達障害に関し、専門的な知識や経験を有する団体か。	15
	課題認識	・発達障害に関する現状を適切に認識しているか。	15
	運営方針	・発達障害者支援センターが、発達障害の専門的な機関であることを理解し、その役割を認識しているか。	10
	専門性の維持、向上	・発達障害者支援センターが発達障害の専門機関として、専門性を維持、向上していく取り組みが提案されているか。	10
事業計画	相談支援	・相談者の状況に応じた支援を提供できる提案となっているか。	5
	発達支援		5
	就労支援	・相談者の個人情報の適正管理や、プライバシーの保護、権利擁護に配慮した提案であるか。	5
	相談環境	・相談者に配慮した提案であるか。	5
	普及啓発	・効果的かつ実現可能な提案であるか。	5
	研修	・地域の支援体制の充実のために、必要な人材を育成できる提案であるか。	5
	地域支援	・地域支援体制についての現状を適切に認識し、課題解決に向けた提案であるか。	5
職員体制	職員配置	・発達障害者支援センターの運営に必要な人員を確保できる見込みがあるか。 ・「管理責任者」は発達障害者支援センターの運営に必要な知識及び発達障害者等の支援に関する相当の経験を有する者を配置しているか。 ・「発達障害者地域支援マネジャー」は配置の要件を満たすものを配置しているか。 ・「相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発等を担当する職員」は支援に必要な資格や知識、経験を有するものを配置しているか。	5
	職員の資質向上のための研修計画	・職員の資質向上のために適切な研修計画を有しているか。	5

その他	社会貢献活動等に係る認証等の有無	企画提案書の提出期限日時時点で次に掲げる認証等を保有しているか。 (加点方法) 評価項目の取得数により以下の配点とする。 1 項目取得…1 点 2～3 項目取得…3 点 4 項目以上取得…5 点 (対象となる認証等) (1) 浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証 (2) 浜松市消防団協力事業所の認定 (3) 浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定 (4) 健康経営優良法人の認定（経済産業省） (5) 浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定 (6) 浜松市企業の CSR 活動表彰（注 1）	5
合計			100

注 1 浜松市企業の CSR 活動表彰では、企画提案書提出期限日の 2 年前の日までの間において、以下のいずれかに該当する事業所が加点対象となる。

- ・ Star Prize 制度マイスター認定事業所
- ・ 優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所（※3 つの賞以外の受賞実績は対象外です。）

提案者の順位の決定方法

- 1 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、各評価委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。
- 2 評価点の満点は 700 点とする。（評価委員 1 人あたりの点数 100 点×評価委員 7 人）
- 3 各評価委員の採点の合計点 480 点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た者の中から受託候補者を特定する。
- 4 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - (1) 評価項目「課題認識」の点数が高い者を上位とする。
 - (2) (1) も同点の場合は、評価項目「発達障害者支援の実績・経験」が高い者を上位とする。